令和８年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

障害者虐待の防止について

新潟県

新潟県福祉保健部障害福祉課

本日の内容

- 障害者虐待とは
- 虐待の早期発見、発生時の対応
- 虐待防止のための取組み

障害者虐待とは

障害者虐待防止法の概要

（平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行）

目　的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定　義

1　「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2　「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

①養護者による障害者虐待
②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
③使用者による障害者虐待

3　障害者虐待の類型は、次の5つ。（具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。）

①身体的虐待　（障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）
②放棄・放置　（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等）
③心理的虐待　（障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）
④性的虐待　（障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること）
⑤経済的虐待　（障害者から不当に財産上の利益を得ること）

虐待防止施策

1　何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。

2　「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保	[設置者等の責務]虐待防止等のための措置の実施	[事業主の責務]虐待防止等のための措置の実施
[スキーム] 虐待発見 →通報→ 市町村 ①事実確認（立入調査等） ②措置(一時保護、後見審判請求)	[スキーム] 虐待発見 →通報→ 市町村 →報告→ 都道府県 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表	[スキーム] 虐待発見 →通報→ 市町村 →通知→ 都道府県 →報告→ 労働局 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表

3　就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

1　市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。

2　市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

3　国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※　虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者に対する虐待の禁止

障害者虐待防止法

> 第三条　何人も、障害者に対し、虐待してはならない

- 障害者虐待防止法により防止措置が規定されているもの以外も含めて、障害者に対する虐待行為を禁ずることを規定
- 本条でいう「虐待」とは、第二条で定義された類型に限らず、幅広く障害者の福祉を害する行為や不作為を含むもの

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在場所 ＼ 年齢	在宅（養護者・保護者）	福祉施設・事業 <障害者総合支援法> 障害福祉サービス事業所（入所系、日中系、訪問系、GH等含）	福祉施設・事業 <障害者総合支援法> 一般相談支援事業所又は特定相談支援事業所	福祉施設・事業 <介護保険法> 高齢者施設等（入所系、通所系、訪問系、居住系等含）	福祉施設・事業 <児童福祉法> 障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイ等）	福祉施設・事業 <児童福祉法> 障害児入所施設等（注3）	福祉施設・事業 <児童福祉法> 障害児相談支援事業所	企業	学校 病院 保育所
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援 （都道府県） （注1）	**障害者虐待防止法** ・適切な権限行使 （都道府県 市町村）	**障害者虐待防止法** ・適切な権限行使 （都道府県 市町村）		**障害者虐待防止法(省令)** ・適切な権限行使 （都道府県 市町村）	児童福祉法 ・適切な権限行使 （都道府県） （注4）	**障害者虐待防止法(省令)** ・適切な権限行使 （都道府県 市町村）	**障害者虐待防止法** ・適切な権限行使 （都道府県労働局）	**障害者虐待防止法** ・間接的防止措置 （施設長・管理者）
18歳以上65歳未満	**障害者虐待防止法** ・被虐待者支援（市町村）				【20歳まで】 （注2）	【20歳まで】			
65歳以上	**障害者虐待防止法** **高齢者虐待防止法** ・被虐待者支援（市町村）			高齢者虐待防止法 （特定疾病40歳以上の若年高齢者含む。） ・適切な権限行使 （都道府県 市町村）					

（注1）養護者への支援は、日虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合はDV法の対象にもなる。
（注2）放課後等デイサービスのみ
（注3）小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）
（注4）児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

障害者福祉施設従事者による障害者虐待類型（例）

区　分	
身体的虐待	① 暴力的行為 【具体的な例】 • 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 • ぶつかって転ばせる。 • 刃物や器物で外傷を与える。 • 入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 • 本人に向けて物を投げつけたりする。 など ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為 【具体的な例】 • 医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 • 介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 • 車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 • 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など ③ 正当な理由のない身体拘束 【具体的な例】 • 車いすやベッドなどに縛り付ける • 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける • 行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる • 職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する • 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる • 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

区　分	
性的虐待	○あらゆる形態の性的な行為又はその強要 【具体的な例】 • キス、性器等への接触、性交 • 性的行為を強要する。 • 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 • わいせつな映像や写真をみせる。 • 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 • 更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。 • 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 • 人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

区　分	
心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度 【具体的な例】 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。 ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。 など ② 侮辱的な発言、態度 【具体的な例】 ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など ③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度 【具体的な例】 ・無視する。 ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ等を無視する。 ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など ④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為 【具体的な例】 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。 ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など ⑤ 交換条件の提示 【具体的な例】 ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしなさい」などの交換条件を提示する。 ⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為 【具体的な例】 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。 など ⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動 【具体的な例】 ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

区　分	
放棄・放置	① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 【具体的な例】 • 入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 • 褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 • おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 • 健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 • 健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 • 室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など ② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為 【具体的な例】 • 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 • 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 • 本人の嚥下できない食事を提供する。 など ③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為 【具体的な例】 • 移動に車いすが必要であっても使用させない。 • 必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。 など ④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置 【具体的な例】 • 他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 • 話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 など ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

区　分	
経済的虐待	○　本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 • 本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 • 年金や賃金を管理して渡さない。 • 年金や預貯金を無断で使用する。 • 本人の財産を無断で運用する。 • 事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 • 本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。 • 金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。）。 • 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 • 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。 • 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

虐待の早期発見・発生時の対応

障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項　障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

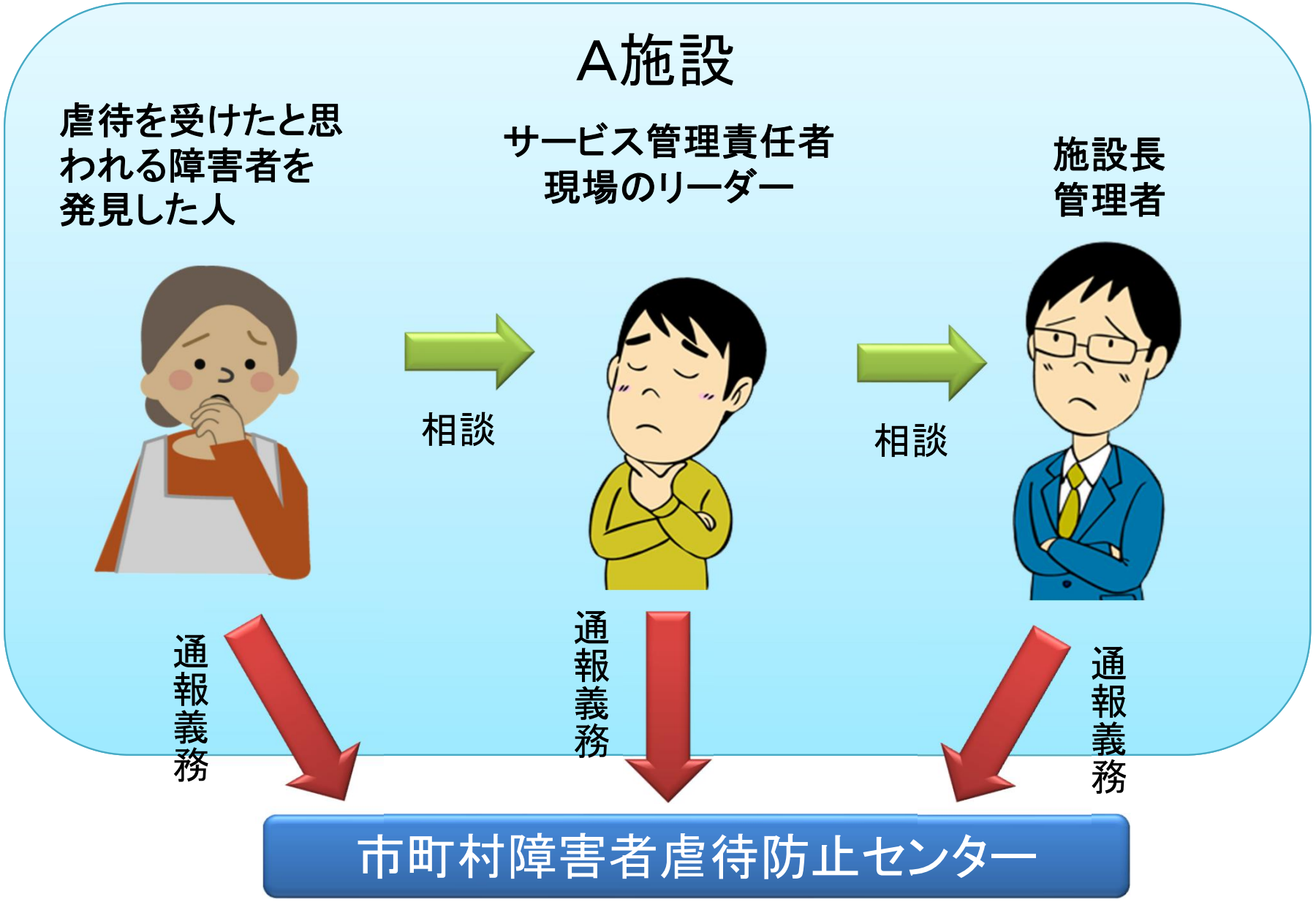
第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

２ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

３ 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

４ 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

施設・事業所で虐待の疑いが起こったら、相談を受けた人も含めて、必ず通報しなくてはいけません。

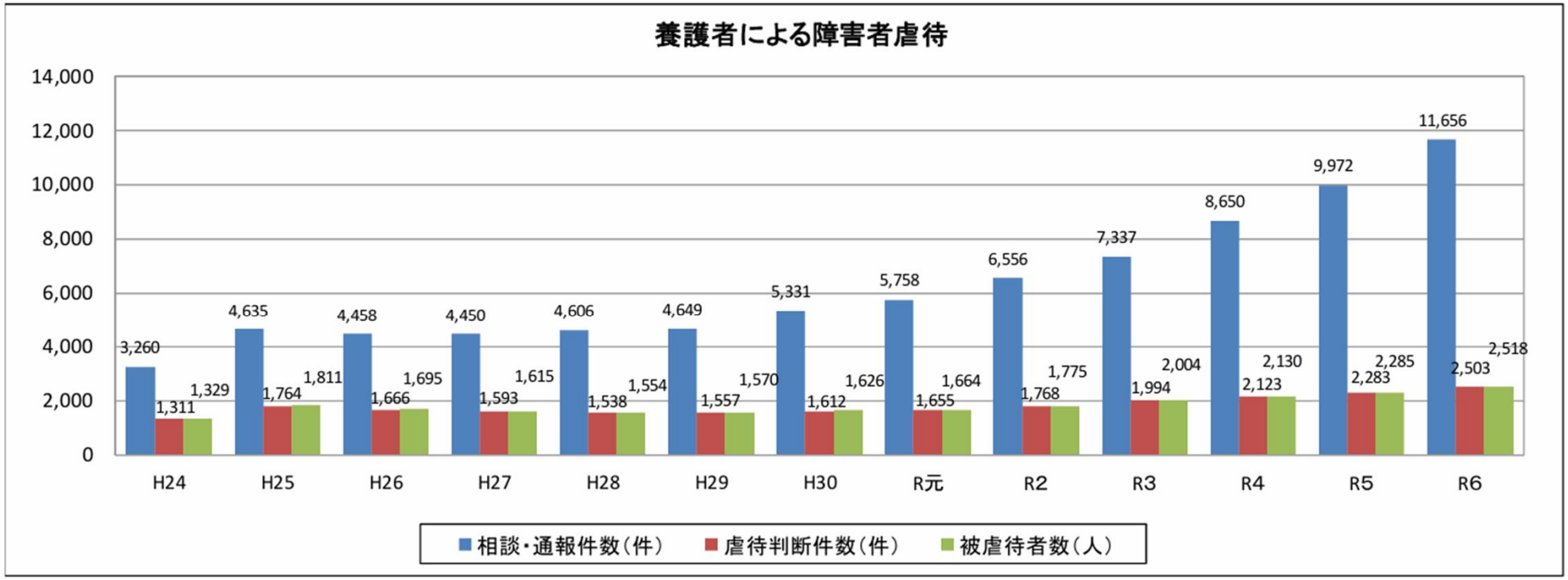


参考資料2－1

1．障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞　経年グラフ

・令和6年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は11,656件であり、令和5年度から1,684件（16.9%）増加。
・令和6年度の虐待判断件数は2,503件であり、令和5年度から220件（9.6%）増加。
・令和6年度の被虐待者数は2,518人であり、令和5年度から233人（10.2%）増加。

養護者	平成（年度）							令和（年度）					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数（件）	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656
虐待判断件数（件）	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283	2,503
被虐待者数（人）	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285	2,518



＊　平成24年度は下半期のみのデータ

参考資料3－1

令和6年度　障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞

相談・通報

11,656件

主な通報・届出者内訳

- 警察　(55.9%)
- 本人による届出　(11.9%)
- 障害者福祉施設・事業所の職員　(9.9%)
- 相談支援専門員　(9.1%)
- 当該市区町村行政職員　(4.0%)
- 医療関係者　(3.0%)

都道府県

100件

- 市区町村に連絡した事例　61件
- 明らかに虐待でないと判断した事例　39件

61件

11,556件

市区町村

＊令和5年度に通報・届出があり、事実確認調査を繰越した事案114件、虐待の有無の判断を繰越した事例164件を含む

事実確認調査の状況（11,770件）

- 事実確認調査を行った事例　9,962件
  - うち、法第11条に基づく立入調査　108件
- 事実確認調査を行っていない事例　1,808件
  - ・明らかに虐待ではなく調査不要　1,485件
    ＊都道府県判断の39件を含む
  - ・調査を予定、又は検討中　121件
- 事実確認調査中の事例　316件

虐待の事実が認められた事例

2,503件

被虐待者数
2,518人

虐待者数
2,701人

（死亡事例：3人）

虐待事例に対する措置

対応検討・調整中を除く被虐待者数　2,432人

① 養護者への助言・指導	50.3%
② 定期的な見守りの実施	38.9%
③ サービス等利用計画見直し	14.8%
④ 新たに障害福祉サービス利用	14.5%
⑤ 障害福祉サービス以外のサービス利用	4.9%

うち、虐待者と分離した人数　785人

① 障害福祉サービスの利用	43.4%
② 法に基づくやむを得ない措置	6.5%
③ ①、②以外の一時保護	13.0%
④ 医療機関への一時入院	14.8%
⑤ その他	22.3%
①～⑤のうち、面会制限を行った事例	25.2%

対応検討・調整中　86人

成年後見制度の審判請求　181人

うち、市町村長申立　94人

虐待者（2,701人）

- 性別
  男性（63.3%）、女性（36.7%）
- 年齢
  60歳以上（38.5%）、50～59歳（26.7%）
  40～49歳（16.3%）
- 続柄
  母（24.1%）、父（22.8%）、夫（16.7%）
  兄弟（11.3%）、その他（10.6%）

虐待行為の類型（複数回答）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
66.1%	2.3%	31.9%	11.5%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	45.0%
虐待者が虐待と認識していない	40.1%
虐待者の知識や情報の不足	23.9%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	23.5%
虐待者の介護疲れ	20.9%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	18.6%
家庭における経済的困窮（経済的問題）	17.0%

被虐待者（2,518人）

- 性別　男性（35.5%）、女性（64.5%）　※性別不明：1名
- 年齢
  50～59歳（22.8%）、20～29歳（22.3%）
  40～49歳（18.3%）、30～39歳（17.9%）
- 障害種別（重複障害あり）

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
15.9%	43.0%	47.6%	4.3%	2.9%

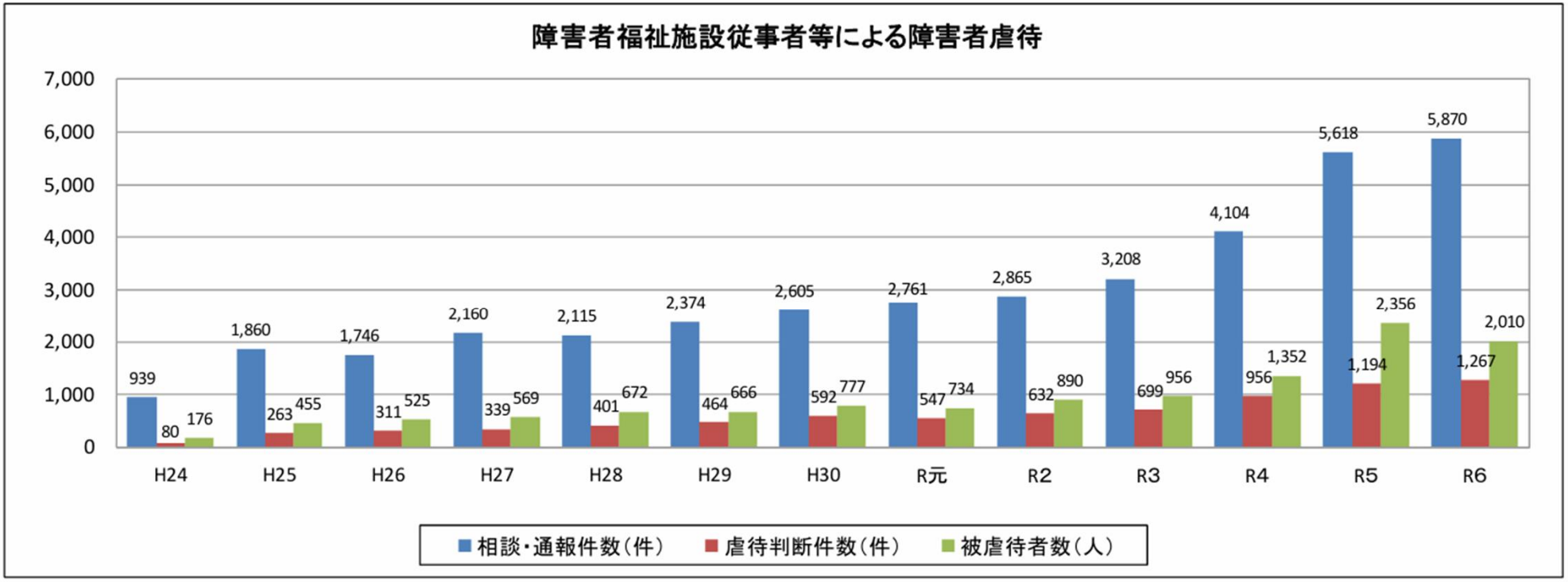
- 障害支援区分のある者　（47.4%）
- 行動障害がある者　（23.4%）
- 虐待者と同居　（84.2%）
- 世帯構成
  両親（14.0%）、その他（13.9%）、配偶者（12.5%）、
  両親・兄弟姉妹（11.4%）、単身（9.7%）、母（9.4%）

2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞　経年グラフ

・令和6年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,870件であり、令和5年度から252件（4.5%）増加。
・令和6年度の虐待判断件数は1,267件であり、令和5年度から73件（6.1%）増加。
・令和6年度の被虐待者数は2,010人であり、令和5年度から346人（14.7%）減少。

障害者福祉施設従事者等	平成（年度）							令和（年度）					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数（件）	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870
虐待判断件数（件）	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194	1,267
被虐待者数*（人）	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356	2,010

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



＊　平成24年度は下半期のみのデータ

令和6年度　障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

参考資料3－2

相談・通報

5,870件

主な通報届出者内訳

- 当該施設・事業所職員　(20.5%)
- 設置者・管理者　(16.5%)
- 本人による届出　(13.8%)
- 家族・親族　(10.0%)
- 相談支援専門員　(8.1%)

5,607件

市区町村

＊令和5年度に通報・届出があった事案460件を含む

事実確認調査の状況　(6,425件)

- 事実確認調査を行った事例　5,249件
  - うち、虐待の事実が認められた事例　1,467件
  - うち、更に都道府県による事実確認調査が必要とされた事例　4件
  - 事実確認調査中の事例　430件
  - 事実確認調査を行っていない事例　746件
    - ・うち、明らかに虐待ではなく調査不要　536件
    - ・うち、調査を予定、又は検討中　114件
  - うち、都道府県へ事実確認調査を依頼した事例　11件

358(市区町村に連絡した件数)

263件

13件※4

1,246件※4

都道府県

＊令和5年度に通報・届出があった事案5件
＊監査・実地指導等により判明した事案3件を含む

事実確認調査を行った事例　(51件)

- 市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認を実施して虐待の事実が認められた事例　9件　→9件
- 都道府県が直接把握して虐待の事実が認められた事例　12件　→12件
- ・明らかに虐待ではなく調査不要　16件
- ・調査中、調査を予定又は検討中　2件

虐待の事実が認められた事例

1,267件

被虐待者　2,010人※1
虐待者　1,421人※2
(死亡事例：0人)

障害者総合支援法等による権限行使等

市区町村による指導等

- 施設等に対する指導　826件
- 改善計画提出依頼　849件
- 従事者への注意・指導　380件

障害者総合支援法等による権限の行使等

- 報告徴収・出頭要請・質問・立入検査　262件
- 改善勧告　77件
- 改善命令　15件
- 指定の全部・一部停止　32件
- 指定取消※3　5件
- 都道府県・政令市・中核市等による指導　386件

虐待者(1,421人) ※2

- 性別
  男性(66.3%)、女性(33.7%)
- 年齢
  60歳以上(21.5%)、50～59歳(16.8%)、40～49歳(14.9%)
- 職種
  生活支援員 (43.4%)、管理者 (10.1%)、世話人(9.9%)、その他従事者(7.1%)、サービス管理責任者(6.3%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	67.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	58.7%
倫理観や理念の欠如	60.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	29.8%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.6%	11.1%	47.3%	8.5%	7.2%

障害者虐待の事実が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	243	19.2%
居宅介護	27	2.1%
重度訪問介護	10	0.8%
行動援護	5	0.4%
療養介護	44	3.5%
生活介護	143	11.3%
短期入所	33	2.6%
重度障害者等包括支援	1	0.1%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	8	0.6%
就労継続支援A型	40	3.2%
就労継続支援B型	99	7.8%
共同生活援助	401	31.6%
一般相談支援事業及び特定相談支	4	0.3%
移動支援	12	0.9%
地域活動支援センター	8	0.6%
福祉ホーム	1	0.1%
児童発達支援	24	1.9%
放課後等デイサービス	157	12.4%
合計	1,267	100.0%

被虐待者(2,010人) ※1

- 性別
  男性(65.6%)、女性(34.4%)
- 年齢
  20～29歳(18.2%)、50～59歳(17.6%)、40～49歳(16.1%)、～19歳(15.5%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.3%	67.9%	17.2%	4.4%	1.6%

- 障害支援区分のある者　(73.7%)
- 行動障害がある者　(38.2%)

※1　不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の29件を除く1,238件が対象。
※2　施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件が対象。
※3　指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
※4　同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

通報後の流れ①(施設従事者による虐待の場合)

通報

・市町村に通報
・事業所での内部調査等の情報があれば伝える

事実確認・調査

・市町村が実施　(必要に応じて県と共同)
・事業所の任意の協力の下に行われる
・利用者や職員からの聞き取り(利用者等のプライバシー配慮、安心して事実確認が行える場所の提供)
・サービス提供や事業所運営にかかる書類の開示、提供

事実確認・調査

・障害者総合支援法等の権限規定に基づく調査
(報告徴取・立入検査など)

通報後の流れ②(施設従事者による虐待の場合)

改善指導

虐待の事実が確認された場合
　事業所等に改善の措置を求める
・市町村→県へ報告

勧告・命令

指導に従わない場合、悪質な場合
　障害者総合支援法等の権限規定に基づく措置
　(勧告、命令、指定取消等)

公表

虐待の事実が確認された場合、以下について県が公表(サービス種別、虐待種別、職員の職種、取った措置)　→指定取消等の悪質事案の場合は、個別に検討

立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則規定

障害者総合支援法では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処すことができると規定（障害者総合支援法第110条、第111条）。

身体障害者の支援施設の事案では、警察が虐待を行った職員を傷害、暴行の容疑で地方検察庁に書類送検し、併せて行政の立ち入り調査に対し、虐待をしていないと虚偽答弁をしたとして、職員を障害者総合支援法違反容疑でも送検。

これらの深刻な虐待に至ってしまった事案について、もし、虐待に気づいた段階で適切に通報することができていれば、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかったと考えられる。

障害者福祉施設従事者等における障害者虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、「隠さない」「嘘をつかない」という誠実な対応を管理者等が日頃から行うこと。

深刻な虐待事案に共通する事柄

- ○ 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- ○ 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- ○ 通報義務の不履行
- ○ 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- ○ 事実確認調査に対する虚偽答弁
- ○ 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- ○ 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- ○ 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- ○ 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底

障害者施設の理事長談 「**暴力や暴言があったことは知らなかった。**」
⇒ 虐待が事業運営にとって大きなリスクであるとの認識が希薄

- ● 今すぐ、施設・事業所で虐待がないか総点検すること
- ● 虐待が疑われる事案があったら速やかに通報すること

通報は、すべての人を救う

- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- 虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- 虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

日本社会事業大学専門職大学院　准教授　曽根直樹氏

虐待防止のための取組み

障害者虐待に共通な構図

- 虐待は密室の環境下で行われる。
- 障害者（児）の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまでエスカレートしていく。
- 職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない場合に起こりやすい。

障害者（児）施設における虐待の防止について
（平成17年10月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

法令における規定①

●障害者総合支援法

【設置者の責務（第42条第3項）】

障害者の人格の尊重と法律に基づく命令の遵守と忠実な職務の遂行

●「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」

【一般原則（第3条第3項）】

「利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。」

法令における規定②

【運営規程（第31条第8号他）

「虐待の防止のための措置に関する事項」とは…

虐待の防止のための措置については、障害者虐待防止法において障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているが、より実効性を担保する観点から、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたもの。

※具体的には　ア 虐待の防止に関する責任者の選定
イ 成年後見制度の利用支援
ウ 苦情解決体制の整備
エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
オ 虐待防止委員会の設置等に関すること

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和４年度より義務化（令和3年度は努力義務）

［現　　行］
①　従業者への研修実施（**努力義務**）
②　虐待の防止等のための責任者の設置（**努力義務**）

［見直し後］
①　従業者への研修実施（**義務化**）
②　虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
③　虐待の防止等のための責任者の設置（**義務化**）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※　小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。
【例】
①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

身体拘束等の適正化の推進

○　身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

○　訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和３年４月から努力義務化し、令和４年４月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和３年４月から義務化する。

①　身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

②　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

③　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※　虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算５単位／日）

ただし、②から④については、令和５年４月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和５年４月からの適用とする。

障害者虐待の防止・権利擁護

令和６年度報酬改定による改正内容

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の１％を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置
① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を５単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を５単位から所定単位数の１％に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

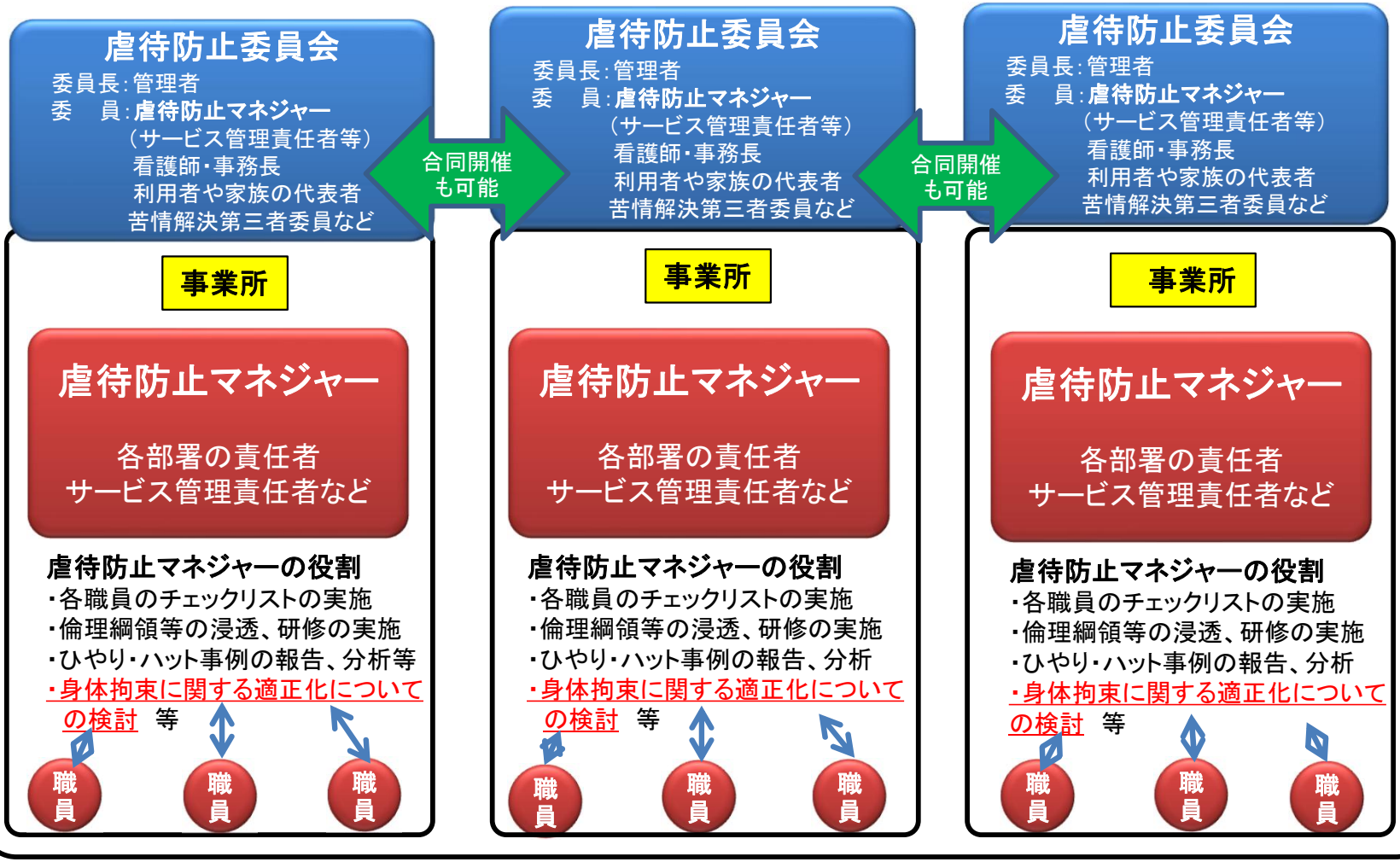
（参考）身体拘束適正化措置
① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

○ 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割
・研修計画の策定、・職員のストレスマネジメント・苦情解決
・チェックリストの集計、分析と防止の　取組検討
・事故対応の総括・他の施設との連携
・身体拘束に関する適正化についての検討　等



虐待防止のための委員会の３つの役割

第１「虐待防止のための計画づくり」

・虐待防止の研修や、職場環境の確認と改善、虐待防止マニュアルやチェックリスト、掲示物等ツールの整備等

第２「虐待防止のチェックとモニタリング」

・チェックリストにより各職員が定期的に点検

・結果を虐待防止マネージャー（サービス管理責任者）により管理者と委員会に報告

・発生した不適切な対応事例の状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告

・虐待発生リスクの場面、またその要因について検討

・具体的な改善策（職員の研修計画、各部署の改善計画など）を講じる

第３「虐待（不適切な対応事例）発生後の対応と総括」

・虐待などが生じた場合の早期対応について、マニュアルに沿って検証と総括を行う

虐待防止のための計画づくり

・虐待防止の研修
・虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
・ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し
・マニュアルやチェックリストの作成と実施
・掲示物等ツールの作成と掲示等

上記の実施計画づくり



年間計画を作り組織的に運営し、進捗管理を行う。

考えられる研修の種類	例示
①管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修	・ 基本的な職業倫理 ・ 倫理綱領、行動指針、掲示物の周知（虐待防止の委員会で検討された内容を含めて） ・ 障害者虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解 ・ 障害当事者や家族の思いを聞くための講演会 ・ 過去の虐待事件の事例を知る等 ・ 職場内研修用冊子の活用 https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf ・ 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修（国研修）講義動画の活用
②職員のメンタルヘルスのための研修	・ 怒りの感情への対処法を身につけるための研修としての「アンガーコントロール」
③障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修	・ 障害や精神的な疾患等の正しい理解 ・ 行動障害の背景、理由を理解するアセスメントの技法 ・ 自閉症の支援手法（資格化、構造化等） ・ 身体拘束、行動制限の廃止 ・ 服薬調整 ・ 他の障害者福祉施設等の見学や経験交流等 ・ コンサルテーションの導入
④事例検討	・ 障害者のニーズを汲み取るための視点の保持 ・ 個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得 ・ 個別支援計画というツールを活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担等
⑤利用者や家族等を対象にした研修	「わかりやすい　虐待防止法パンフレット」 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf

研修を実施する上での留意点

● **研修対象者**

・支援員のみならず調理員や運転手、事務職員も対象に
・短時間労働者も対象
・夜勤等の交代制勤務者が参加できる開催方法
・経験年数、スキル等に応じた内容設定
・役職や階層に応じた内容設定
・職種に応じた内容設定　等

● **職場内研修（OJT）と職場外研修（Off JT）を組み合わせる**

・職場内研修
法人で全職員で共有したいこと、浸透させたいこと
・職場外研修
職場内研修では行えない個人のニーズや、職場内研修では理解が足りなかった場合の追加受講
自施設以外の情報を知り客観視する機会の提供

虐待防止のチェックとモニタリング

・虐待が起こりやすい職場環境の確認
・各職員が定期的に自己点検
・現場で抱えている課題を委員会に伝達
・発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況について報告

チェックリストや運用ルールを設定し、委員会へ情報が提供される仕組みを作る

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月）」のP45参考資料に、倫理綱領や様々なチェックリスト等が掲載されています。
https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/414839.pdf

虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設等としても事案を検証の上、再発防止策を検討し、実行に移していくこと。

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化検討委員会）

ア	身体拘束等について報告するための様式を整備すること
イ	従業者は、身体拘束の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること
ウ	身体拘束適正化委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること
エ	事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること
オ	報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること
カ	適正化策を講じた後に、その効果について検証すること

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について　35条の2（身体拘束の禁止）解釈通知

身体拘束等の適正化のための指針

ア	事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
イ	身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
ウ	身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本的方針
エ	事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
オ	身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
カ	利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
キ	その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

虐待防止責任者の役割

・事業所、法人における虐待防止体制についての全職員への周知。

・「倫理綱領」「行動指針」「虐待防止マニュアル」「権利侵害防止の掲示物」等の作成プロセスに職員が主体的に関わり、参加できる環境整備。

・虐待の事実やその疑いがある場面に遭遇した場合の動揺、後悔、通報により仲間を裏切るかもしれないという感覚等からの不安や囚われを断ち切るための委員会の役割の正しいイメージの普及。

・虐待が疑われる事案が発生したとき組織として責任者はどのような姿勢をとるのか、通報をした後の対応と、その意味と流れの情報提供が適切に行われることによって、見通しが持てることでの躊躇がなくなる土壌づくり。

・現場においては虐待の疑いを発見した際にどのような対応の手順をとるべきか、また法人・事業所はいかなる対応をしていくのか、通報とそこからの対応の手順を、日頃から事案発生に至るよりも事前に明らかにしておく。

<u>虐待防止委員会や倫理綱領・行動指針の形骸化を防ぐ</u>

参考資料

〇障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月）
https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/414839.pdf

〇市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月）
https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/414838.pdf

〇障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集
（令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」（PwCコンサルティング））
報告書：https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963542.pdf
事例集：https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963543.pdf

〇厚生労働省HP「障害者虐待防止」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/index.html

〇令和6年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu_00019.html

小規模事業所の体制整備等における効果的な取り組みポイント（虐待防止）

カテゴリ	効果的と考えられる取り組みポイント
研修の実施	①虐待防止等に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。 ※解釈通知では、「研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。」とされています。 ②地域内で積極的に虐待防止等に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。 ③研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加できなかった職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。
虐待防止委員会の開催	④虐待防止委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人（理事長等）が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会の開催に必要となる人数は、事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば、最低人数は問わない。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。 ⑤虐待防止委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、弁護士等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。 ⑥既存の会議体や委員会（定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等）の開催に併せて虐待防止委員会を実施する。
指針の整備	⑦虐待防止等のために必要な指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。

小規模事業所の体制整備等における効果的な取り組みポイント（身体拘束等の適正化）

カテゴリ	効果的と考えられる取り組みポイント
身体拘束等を行う場合の必要事項の記録	①記録に必要な書式・様式等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催	②身体拘束適正化委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。 ③身体拘束適正化委員会は、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営する。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討することも差し支えない。」としています。 ④既存の会議体や委員会（定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等）の開催に併せて身体拘束適正化委員会を実施する。 ⑤身体拘束適正化委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、医師等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。
研修の実施	⑥身体拘束に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。 ⑦地域で積極的に身体拘束に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。 ※解釈通知では、「研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。」とされています。 ⑧研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加できなかった職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。
指針の整備	⑨身体拘束等の適正化のための指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。

市町村相談窓口

村上市福祉課	0254-75-8940 (0254-53-3840)	0254-53-2111 (宿直対応)	見附市健康福祉課	0258-61-1380 (0258-62-7052)	0258-62-1700 (宿直対応)
関川村健康福祉課	0254-64-1472 (0254-64-0505)	0254-64-1441 (警備室対応)	出雲崎町保健福祉課	0258-78-2293 (0258-78-4483)	0258-78-3111 (宿直対応)
粟島浦村保健福祉課	0254-55-2111 (0254-55-2159)	0254-55-2111 (警備会社を通して連絡)	小千谷市福祉課	0258-83-3517 (0258-83-4160)	0258-83-3511 (宿直対応)
新発田市ふれあい福祉センター	0254-20-3055 (0254-26-8558)	0254-22-3030 (宿直対応)	魚沼市市民福祉部福祉支援課	025-792-9767 (025-792-5600)	025-792-9767 (宿日直対応)
阿賀野市福祉支援課 (障がい者基幹相談支援センター)	0250-61-2488 (0250-62-2521)	0250-62-2510 (警備室対応)	南魚沼市福祉保健部福祉課	025-773-6667 (025-773-6723)	025-776-6660 (宿直対応)
胎内市福祉介護課	0254-43-6111 (0254-44-8040)	0254-43-6111 (警備室対応)	湯沢町健康福祉部福祉介護課	025-784-4560 (025-784-4536)	025-784-3451 (宿直対応)
聖籠町保健福祉課	0254-27-6511 (0254-27-6512)	0254-27-2111 (警備室対応)	十日町市市民福祉部福祉課 (障がい者基幹相談支援センター)	025-757-3351 (025-757-3800)	025-757-3111 (宿直対応)
五泉市健康福祉課 (障がい者基幹相談支援センター)	0250-41-0653 (0250-41-1720)	0250-43-3911 (警備室対応)	津南町福祉保健課	025-765-3114 (025-765-4625)	025-765-3111 (宿日直対応)
阿賀町福祉介護課	0254-92-5763 (0254-92-3001)	0254-92-3111 (宿直対応)	柏崎市福祉保健部福祉課	0257-21-2357 (0257-21-1315)	0257-23-5111 (当直対応)
三条市福祉保健部福祉課	0256-34-5408 (0256-35-2150)	0256-34-5511 (宿直対応)	刈羽村福祉保健課	0257-45-3916 (0257-45-2818)	0257-45-2244 (宿直対応)
加茂市健康福祉課	0256-52-0080 (0256-52-0285)	0256-52-0080 (宿直対応)	上越市健康福祉部福祉課すこやかなくらし支援室	025-526-5623 (025-525-5157)	025-526-5111 (警備室対応)
燕市社会福祉課 (障がい者基幹相談支援センター)	0256-77-8171 (0256-77-8108)	0256-92-1111 (警備室対応)	妙高市福祉介護課	0255-74-0015 (0255-72-7659)	0255-72-5111 (宿直対応)
田上町保健福祉課	0256-57-6112 (0256-57-3111)	0256-57-6112 (宿直対応)	糸魚川市福祉事務所	025-552-1511 (025-552-1066)	025-552-1511 (宿直対応)
弥彦村住民福祉部住民福祉課	0256-94-3133 (0256-94-5164)	0256-94-3131 (宿日直対応)	佐渡市社会福祉部社会福祉課 (総合福祉相談支援センター)	0259-63-3127 (0259-63-5121)	0259-63-3127 (宿日直対応)
長岡市福祉保健部福祉課 (障害者基幹相談支援センター)	0258-39-2362 (0258-86-0220)	0258-35-1123 (アオーレ長岡管理事務室)			

市町村相談窓口(新潟市)

新潟市障がい福祉課	025-226-1238 025-226-1248	025-223-1500	新潟市秋葉区健康福祉課	0250-25-5682	0250-22-8250
新潟市北区健康福祉課	025-387-1305	025-387-1020	新潟市南区健康福祉課	025-372-6304	025-372-4033
新潟市東区健康福祉課	025-250-2310	025-273-0177	新潟市西区健康福祉課	025-264-7310	025-269-1670
新潟市中央区健康福祉課	025-223-7207	025-223-7151	新潟市西蒲区健康福祉課	0256-72-8358	0256-72-3133
新潟市江南区健康福祉課	025-382-4396	025-381-1203			
※ 新潟市の夜間・休日の通報窓口は、コールセンターらいとはうす　025-278-2080					